

[要確認]成約済み物件が掲載されたままになつていませんか?

当社ネットワークで流通する物件情報について、成約済み物件の公開による、エンドユーザーさまや他の不動産会社さまからのご指摘・トラブルのご連絡が少なくありません。スムーズで安全なお取引のために物件情報のご確認をお願いいたします。

成約済み物件の掲載は「おとり広告」に該当します

「不動産の表示に関する公正競争規約」では「おとり広告」を禁止しています。その中でも成約済み物件の掲載は「物件は存在するが、実際には取引の対象となり得ない物件に関する表示」に該当し、重大な表示規約違反として不動産公正取引協議会から違約金課徴など厳しい措置を受けることがあります。

今一度、掲載中物件の最新の募集状況をご確認いただき、メンテナンスをお願いいたします。

【参考】首都圏不動産公正取引協議会の措置事例（A社）

宅建業免許	大臣免許 更新回数:(4)				
措置結果	違約金	対象広告	ホームページ・ポータルサイト	対象物件	賃貸住宅13物件
違反概要	おとり広告	●ホームページに掲載の9物件の広告について広告掲載後に契約済みとなったにもかかわらず、長いもので9か月半以上、短いもので7か月以上継続して広告 ●ポータルサイトに掲載の4物件の広告について広告掲載後に契約済みとなったにもかかわらず、長いもので4か月半以上、短いものでも1か月半以上継続して広告			

▲首都圏不動産公正取引協議会ホームページ 公取協通信第315号(2021年1月号)より抜粋

「成約済み物件」の掲載を防止するためには…

①広告の新規公開時や更新時には、物件ごとに募集状況や取引条件をご確認ください。

アットホームでは、週に1回以上のメンテナンスを推奨しています。

②公開物件に対して、管理が可能な人数でしっかりとチェックを行ってください。

アットホームでは、1人につき100物件以内を推奨しています。

キャンペーンを登録する際のご注意

不動産情報サイト アットホームなどに「キャンペーンを表示するには、どのように記載すればいいの?」とお問い合わせいただくことが多数あります。エンドユーザーに正しく伝わるように、以下の内容をご確認ください。

キャンペーンの内容は分かりやすく正確に表示する必要があります!

広告には下記3点を記載してください。

- ①内容：「テーマパークチケットをペアでプレゼント」
- ②期間：「〇月末まで」
- ③条件：「物件をご成約の方」



OK例

- 『〇月末までにご契約の方にギフトカード1,000円分プレゼント』
- 『ご成約キャンペーン!エアコン1台プレゼント中(〇月〇日までに成約の場合)』

NG例

- 『キャンペーン中!今なら選べるプレゼント付き!』
- 『キャンペーン期間、提供するものの詳細の記載がない』

※キャンペーンで景品類を提供する場合は「不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」で定められている限度額の範囲内であることが前提です。詳しくは『広告作成のご案内』の「14.景品類の提供、値引き、特典等」にて解説・表示事例をご確認ください(加盟店専用サイトログイン後、ATBB(不動産業務総合支援サイト)の下部などからご覧いただけます)。

★上記TOPIC1は、ポータルサイト広告適正化部会(*)が統一テーマにて発信しております。

*同部会参加会社 アットホーム株式会社、株式会社CHINTAI、株式会社LIFULL、株式会社リクルート

*同部会については、公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会ホームページよりご確認いただけます。https://www.sfkoutori.or.jp/portal_bukai/

★上記は、「アットホーム全国不動産情報ネットワーク利用約款」の細目規定として適用しています。